

(議事の要旨)

開始 1 4 時 0 0 分

[西田委員長]

ただいまから、平成 2 9 年度第 5 回教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

[西田委員長]

本日の会議録署名は、濱屋委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案 8 件、協議事項 1 件です。

会議の進め方ですが、まず協議事項第 1 号を協議し、その後、議案第 2 2 号から順次審議を進めていきたいと思ひます。また、議案第 2 8 号及び議案第 2 9 号は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、協議事項第 1 号を協議し、その後、議案第 2 2 号から順次審議を進めていきたいと思ひます。また、会議規則第 1 2 条により、議案第 2 8 号及び議案第 2 9 号は公開しない会議とし、会議の最後に審議します。

[西田委員長]

それでは、議事に入ります。

協議事項第 1 号・日野市立小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定について、事務局より説明をお願いします。

○協議事項第 1 号 日野市立小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定について

[宇山教育部参事]

議案書 4 3 ページをご覧ください。

協議事項第 1 号・日野市立小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定について、ご協議をお願いいたします。

はじめに、今年度の採択について、ご説明申し上げます。

小学校においては、来年度平成 3 0 年度から、特別の教科 道徳の教科化に伴い、学習指導要領に基づいた教科用図書を新規に使用することになります。今回の採択は、平成 3 0 年度から 2 年間使用する小学校教科用図書を採択するものでございます。

まず、今回の採択事務を進めるに当たり、平成 2 9 年 3 月 1 0 日の教育委員会定例会において、日野市立学校教科用図書の採択要綱を定めているところでございます。また、平成 2 9 年 3 月 2 8 日付で、文部科学省初等中等教育局から各都道府県教育委員会宛に、「平

日野市教育委員会では、採択要綱に則り、また、この文部科学省からの通知にも沿う形で、4つの観点、1内容、2構成・分量、3表記・表現、4使用上の便宜、から全8者の教科書の調査研究を行ってまいりました。また、これまでの教科書採択時と同様に、各小学校、特別の教科 道徳教科委員会での調査研究、そして審議会での検討・審議、さらに、東京都教育委員会が作成した小学校用教科書調査研究資料や実際の教科書に直接当たるなどの、十分な調査研究と手順を踏んだ上で、本日の採択を迎えております。

要綱に基づき、５月に、各小学校で教科用図書の調査研究を行いました。そしてその報告書が、特別の教科 道徳教科委員会に提出されました。この教科委員会は、委員長、副委員長、主幹教諭等の計８名で構成され、各学校からの調査研究報告書をもとに、道徳教育の専門性を生かして調査研究を行いました。教科委員会は６月１３日から６月２０日までの期間に、計３回開催されました。

そして教育委員会は、7月11日付で審議会からの答申を得ました。この審議会からの答申書も踏まえ、7月19日、20日、25日、28日、8月1日に、教育委員が特別の教科 道徳教科委員会、そして審議会が行った調査研究の観点にしたがって、東京都教育委員会が作成した小学校用教科書調査研究資料や実際の教科書に直接当たるなど、全ての教科用図書の調査研究を行いました。

なお、各社の教科用図書は、6月6日から7月2日まで、中央図書館、高幡図書館、市政図書室の3箇所で見覧できるようになっておりました。そしてこの3箇所には、教科用図書や展示についてお気づきの点をご記入いただくアンケート用紙を置き、期日までに寄せられたご意見、ご感想等は、24件になりました。これらのご意見、ご感想等のすべてを教育委員及び審議会委員は読み、どのような意見が寄せられたかについて確認をしております。

以上で説明は終わります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明が終了しました。

- 2 -

選定の方法について、お諮りいたします。

ただいまからお配りします用紙に、選定の候補としたい発行者を選んでいただき、候補とされた教科用図書について、協議を進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高木委員、お願いします。

[高木委員]

私のほうから提案がございます。

今、委員長がおっしゃられましたように、本日を迎えるまでに私どもとしては、すべての教科書について、いろいろな角度から調査研究を行ってきたところですが、どの教科書もそれぞれの特徴や良さをもっていて、正直なところ、なかなか甲乙付け難く、1者だけ選ぶのは難しいと感じるところもあると思います。

そこで、選定するに当たりまして、従来どおり、一人の持ち点を2点とし、1者に2点をまとめて入れることも、あるいは2者に1点ずつ分けて入れることもよい、といった方法をとって点数を累計して、候補教科書を決めてはどうかと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

[西田委員長]

選定の方法について、ただいま高木委員から提案がございました。

皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議がないようですので、各委員の持ち点を2点として、選定を行ってまいります。

事務局は、各委員に用紙を配付してください。そして、各委員の記入が終わりましたら、速やかに集計してください。

(用紙配付、記入)

[西田委員長]

日野市立小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の集計結果が出ましたので、協議を始めます。

光文書院7点、廣済堂あかつき2点、東京書籍1点となりました。

それでは、各委員さんからのご意見を承ります。発言順を、濱屋委員、岡本委員、高木委員、米田教育長、西田としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

それでは、その順でお願いいたします。

それでは、濱屋委員、お願いいたします。

[濱屋委員]

どの教科書も、教材のテーマの選択、テーマに関する発問、子供たちの成長記録の方法、のそれぞれ工夫が凝らされていて、一つを選ぶことにとても迷いましたが、最終的には光文書院がいいと思いました。

一つ目の理由は、教材の中心テーマが明確であり、道徳的な価値観について、身近な出来事から考えたり話し合う素材が多いということです。

例えば、6年生では、自由と葛藤をテーマにした「大空に飛び立つ鳥」という教材がありますが、冒頭で、子供たちにこう問いかけています。「自由っていいな」と、思ったことはありませんか。でも、本当に自由は、いいものなののでしょうか、という問いです。続く本文では、上級生としてスキー合宿を引率した6年生が、参加者の自由を守る、大切にするのがいいのか、それともルールを細かく決めるのがいいのかで悩むシーンが出てきます。そして本文の下には、その物語を読んだときに、子供たちが感じる疑問のようなものが吹き出しで示されています。そして終末のところで、子供たちに、本当の自由とは、どんなことだと考えましたか、という発問があり、こうした教材を通じて、いろいろな見方や考え方が交流できる素材になっている、そういう構成になっていると思いました。

もう一つの理由は、自分の生き方を支える行動のルールや判断の基準のヒントが多く記載されていることです。例えば、6年生の「みんなでやってみよう」というコーナーでは、相手を肯定するだけでなく、言葉のキャッチボールの仕方が、実践して示されています。学んだことを実際に行動して身に付ける、そういう方針が出てくるところがいいところではないかと思いました。

また、「ことばのたからもの」では、これは5年生ですが、「学んで思わざれば則ち罔し。思いて学ばざれば則ち殆し。」という論語の一節を紹介しています。他人から学ぶことと、自分で考えることを両立しなければ、学問が身に付いたことにはなりません。偏りはないか、気を付けて生活しましょうと説明しています。

子供たちにとって、自分にとってより良い生き方は何かという考えるヒントがたくさん示されている点でも良い教科書ではないか、そのように感じました。

以上です。

[西田委員長]

岡本委員、お願いいたします。

[岡本委員]

先ほど事務局からのご説明がありましたように、平成27年に学校教育法施行規則が改正され、道徳が特別の教科である道徳となり、初めての教科書採択です。

日野市の学校教育で現在抱えている大きなテーマであり、お父さん、お母さん、地域の皆さんと話し合いを継続している課題としては、命の問題です。教育委員として、すべての会社の教科書を勉強会で検討し、日野市の教育目標、学校現場の状況にふさわしい3つのポイントで選定作業を進めました。

そこで、市民の皆さんから寄せられた声や、様々な評価のあることも踏まえて、学校教育活動全体を通じて行う道徳教育と、その要としての道徳の時間の役割を明確にしていく現場の先生方も、いろいろなご意見をお持ちですので、これらの声を総合して検討を加えました。

学校における道徳教育は、社会の変化に対応し、その形成者として互いに尊重しながら生きることができる自立した人間を育成する上で、重要な役割を担っています。子供たちが道徳的課題を一人ひとり自分の課題として悩み、葛藤しつつ、考える道徳、議論する道徳へと転換し、道徳的価値の様々な視点で人材育成の基盤となるにふさわしい教科書選定を考慮いたしました。

小学校指導要領の第3章の第2、内容におけるAからD項の4つの視点が、学年の成長に応じて配置されていることは大切なこととして、一つ目にC項の、主として集団や社会との関わりに関すること、二つ目にD項の、主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること、を選択に際して重視いたしました。三つ目は、指導要領第3章の第3の、指導計画の作成と内容の取扱いの指導上の配慮項目にある、情報モラルと現代的な課題に関する指導については、特に、持続可能な社会づくり、いじめ防止、安全教育、とこれらに関する生命尊厳を広げて社会に具現化する活動、すなわち、地域力、家庭力にも関連する内容を扱った教材に着目し、これらの教材が学年ごとにバランスよく配置されているかどうかを考察いたしました。

さらに、育成される道徳性は内省しつつ、物事の本質を考える力や主体性、誠実に向き合う意思、豊かな情操などとともに、確かな学力や健やかな体の基盤ともなり、生きる力を育むために極めて重要なものです。

一方、学校現場との勉強会の中で、社会に開かれた教育課程の実現を通じて、子供たちに必要な資質、能力を育成するため、教育に必要な人的、物質的な資源等を、地域などの外部の資源を活用することにも着目しました。かつ、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、各学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な6年間を見通したカリキュラムマネジメントを、各学校は十分検討されることが重要であることも確認いたしました。

私は以上の選択基準をもとに、幾つかの教材を事例として示し、廣済堂あかつきを推薦することを説明したいと思います。

まず、この教科書は全体構成上の工夫もあります。教科書に64ページの道徳ノートが各学年に付いています。記述する活動、書く活動の工夫は重要な役回りをもちますが、各教材で考えたことや感じたことを、このノートに書くことで自分自身の問題と捉え、自分を振り返ることができます。児童の心の記録となっていきます。先生や家の人に見てもらうチェック欄が備わっており、教科書とノートの2冊の相乗効果で豊かな自己の形成を狙っています。本体の教科書と2冊合わせて教材の分量は十分ありますが、先生がその学級に合わせて、狙いを絞って授業を進めることで適切な分量にできると思います。

次に内容ですが、はじめに指導要領のC項の、主として集団や社会との関わりに関することでは、2年生の教材「ぎおんまつり」の、「みなさんの すんで いる 町にも 自まん したいことはありますか」の発問に対して、日野市指定無形民俗文化財の日野祭囃子が想定され、地域のお祭りを活性化し、親しみをもてるものとなります。

4年生の教材「ぼくの生まれた日」は、マンガでのび太を題材に、家族愛、家庭生活の充実を扱っています。

また、日野市は工業都市であるとともに、近郊農業が営まれ、学校の近くに梨園等の果物栽培が盛んです。3年生の「村をすくった長十郎なし」という教材は、多摩川流域として身近に感じ、題材に伝統と文化の尊重、地域を愛する態度を養うことができる基盤にふれています。

5年生の教材「ぼくは伴走者」、東京オリ・パラを迎える時期にふさわしく、揺れる自分自身の思いを通して、きまりの意義、それを守る大切さを扱っています。

6年生の、新渡戸稲造の「太平洋の橋になりたい」では、国際理解、国際親善を扱い、他国の良い所を認める姿勢を問いかけています。

次にD項の、主として生命や自然、崇高なものとの関わりでは、この教科書は1年から6年まで生命の尊さを各学年の重点事項にしています。

1年では、教材として「まりちゃんとあさがお」、「ハムスターの赤ちゃん」「とく とく とく」からスタートし、「いのちは、つながって、いくんだな」との発問、そして子供たちは大きくなっていく赤ちゃんの気持ちを身近に感じてきます。3年生になると「たん生日おめでとう」「電池が切れるまで」「すず虫」と、たった一つしかない命、限りある命、ずっとつながっている命で、自分が感じたことを深く考える教材です。6年では「七十八円の命」「メジロ」「星への手紙」と、厳しい現実と向かい合いながら、自他の命の尊さやかけがえのない生と死のテーマを扱っています。同時に、生きる喜び、励ましを学べる教材です。

さらに異聖歌、日野市が彼の故郷の岩手県柴波町との交流をしておりますけれども、異聖歌と関係のあった新美南吉の原作から「花のき村と盗人たち」という6年の教材で、人から信頼されて頑張ろう、よりよく生きる喜びについて考える内容です。

この教科書の一つの特徴として、各学年とも写真と挿絵は印象に残るものが掲載されておりますけれども、6年の最後には、赤ちゃんと老人の手の大きな写真を載せ、「命について考えよう」で締めくくられています。

3番目の指導上の配慮項目にある、情報モラルと現代的課題に関する指導については、学年ごとにバランスよく扱っています。すなわち、情報モラルに関する課題について、現在のインターネット社会や情報機器の影響を強く受ける子供たちに対して、3年から発達の段階に応じて自ら問題と結びつけて扱っています。3年では「きよしのなやみ」の題材を通して考えさせ、4年、6年でインターネットの世界におけるルール、マナーに関して扱い、6年では「達也の転校」で携帯やスマホの使い方と、生活習慣を振り返らせる題材です。現在の日野市の子供たちにとっても大切な課題です。

持続可能な社会づくりを巡っては、3年では「ささえ合って生きているんだね」、4年では「だれもが住みよい社会に」の教材で、バリアフリーを扱っています。地球の資源開発、人間の生産活動による環境の異変、そして自然愛護で、環境問題が地球規模で大きくなり、未来に向かって暮らしやすい環境を残していく持続可能な社会の実現が今求められていますが、6年の教材「美しい地球を残していくために」がこの課題を扱っています。また6年の、二つの「もったいない」の教材では、3R、リデュース、リユース、リサイクルを扱い、地球共通の気配りからの教材では、日野市の特徴である特別支援におけるユニバーサルデザインの発想の原点が扱われています。

いじめ問題は、日野市の現場で各種委員会が立ち上げられ、先生方が全力で取り組んでいる課題です。社会のひずみを間接的に受けている現代の子供たちの置かれている環境の中で、成長とともに実態に応じた教材が必要です。その意味で、地域、家庭にも関連して、各学年を通して12の教材を使用し、全学年でいじめの問題が扱われています。1年の「けいじばんのらくがき」では、自由と責任が問いかけられ、3年の「よわむし太郎」は、善悪の判断、そして6年の「苦い思い出」では、社会正義を扱っています。

安全教育では、1年生で「じぶんで まもる あんぜんな まい日」からスタートし、2年で「自分で まもるよ 自分のあんぜん」、3年で「きけんから自分自身を守る心がけ」、4年で「きけんから自分自身を守る心がけ」と、一貫して自ら安全を守るセキュリティの原点に着目した教材を揃えています。現在、日野市が進めている防災教育のもとになる考え方を、低学年のうちにしっかりと教えていく方針が明確です。このように1年から6年まで一貫した基本方針で編集がなされています。

また最後に、希望と勇気、努力と強い意志を示す内容のステイブ・ショブズの「未来を変える挑戦」は、より高い目標に向かってくじけずにやるという、中学生を目前にした6年生として「ひらこう世界へ」の、ひのっ子教育にふさわしい教材と思いました。

以上です。

[西田委員長]

それでは高木委員、お願いいたします。

[高木委員]

それでは、ポイントを述べさせていただきます。

これまでの学校の先生方の声ですとか、見本本の展示会への市民の皆さんの声、教育委員会関係者での検討、議論等通じまして、考え、議論する道徳とするために、私自身は、一つ目は東京書籍、二つ目として光文書院、の2者がいいと考えております。

一者目の東京書籍については、一つには、学習指導要領で示された4つの視点について、これから1年間で学ぶこととして教材が4区分表示されていて、学習内容が理解しやすいということ、二つ目として、教材ごとの発問が2つと数が絞られており、教材そのものに関する発問と発展的な発問の2つが設定されており、考え、議論する学習につながるのではないかと考えております。三つ目として、情報モラルに関する教材ですとか、ユニット「いじめのない世界へ」の設定などがあって、全体として良い構成の教科書と言えるのではないかと考えております。

二者目の光文書院についてであります。少し教科書のサイズが大き目ではあるのですが、一つには、各教材ごとに冒頭に問いがあり、考えたいことや問いが示されていること、それから、各ページの下段に考えるためのポイントや大切な見方が吹き出しのような形で示されており、教材を見ながら進めることができ、内容が理解しやすい教科書ではないかと思います。また二つ目として、発問は、授業のまとめとして学習をするための発問と、授業で学んだことを広めるための発問の2つに絞られており、考えることや議論がしやすいのではないかと感じております。

そして三つ目として、使用されています写真や挿絵がわかりやすく丁寧で、良い構成の教科書と考えております。

以上であります。

[西田委員長]

米田教育長、お願いします。

[米田教育長]

今、日野市では現場の先生方が、ひのっ子教育21開発委員会で、道徳教育の創造ということで研究活動を進められております。29年2月に出された現段階の報告書の中で、

まずは、主体的に自分との関わりで考える、それから、多様な考え方、感じ方と交流する、そして行動へと結びついていくという、そういう道徳の授業をみんなでつくっていきましょう、そういう研究、実践をしております。

子供には、その子にしかない声があって、そんなたくさんの発言がその授業の中であふれてくること。もう一つは、自分のことに引きつけて考えられるということ。その中でたくさんの考え方や感じ方に会う。そして自分の考え方や感じ方が広がって豊かになっていく。そして温かい思いに包まれて、他者へと心が向かっていく、他者へと心が開かれていく、そういう子供たちと教師の道徳の授業がつくれる、そういう教科書がいいなというふうに考えて読みました。そしてそれが家庭にまで広がっていく、地域まで広がっていくということです。

もう一つは、授業は現実的に45分であるということ。現場の中でいろいろな思いがあって、実は山場が40分ぐらいから始まるようなことがあったりして、そういう中から45分というその中で、こういう活動が展開できる、そういう視点で私は見てみました。

本当に迷いました。各委員と同じです。ただ、今言った観点から、最終的には、光文書院が良いというふうに考えます。

一つには、自分のこととして考えられる身近な出来事が、たくさん取り上げられているということです。それから、何気ない日常に関心が向いていく。そしてもう一つは、何気ない日常の中にあふれている気持ちに気付いていくという、そういう教材があるということです。そして子供の素朴さを引き出してくれる。その中で、それぞれの思いから行動が起きて、例えばクラスの中の課題が収まっていったり、新しい活動が生まれていく。そして新しい気持ちに包まれていく、そういう教材が取り上げられているということです。

こういう観点から、私は光文書院を、最終的に候補としてあげました。

以上です。

[西田委員長]

それでは最後に、私から申し述べさせていただきたいと思います。

子供が、「好きな教科は」と人から聞かれたときに、「道徳も好き」と答えてくれる教科であってほしいと思います。夕食の時に、その日の道徳の授業が家族の明るい話題になる、そんな道徳であってほしいと思います。また、学校で学んだことが生活の場面まで生きて力になる、そんな道徳の授業であってほしいと日頃から思っています。それには教科書の果たす役割はとても大きいです。初めて作られた道徳科の教科書に大きな期待と、一者に決める責任の重さを強く感じながら、時間をかけて慎重に調査研究を行いました。大変迷いましたが、総合的に考えて、私は光文書院を選びました。

その主な理由を幾つか申し上げます。

まず、教材についてです。今、米田教育長も話されましたが、全学年を通して、子供たちの学校や学級、家庭での身近な生活を取り上げた教材や、同年代の子供を登場させた教材が多いということです。子供にとっては親しみやすい上に、自分と重ね合わせて、自分自身の問題として学習に意欲的に参加することができ、考えを広げ、気持ちを高めていくことができます。これらの教材をもとに道徳性を高めて、より良く生きる力が育つ学習が期待できると考えました。例えば6年生で挙げますと、「いらなくなってきたきまり」「めざせ、

百八十回！」「勇太への宿題」などございます。各学年同様にございました。

次は、編集についてです。やはり教育長が話されましたように、授業時間45分の中で実りある学習をする上で、子供にとっても教師にとっても、使いやすい教科書だと考えました。例えば、単元のはじめに、この教材を通して考えたいことや問いなどが書いてありますので、教材の内容に自ずと興味や関心がわいて、目的意識をもって学習に入っていくことができます。また、下の欄にはキャラクターによる問いかけがあります。本文を読みながら、考えたり気づいたりすることを助けて、わかりやすく、誰でも参加できる授業にしていけると思いました。低学年では、楽しいマンガや絵をたくさん取り入れて文字による抵抗をなくして、学習しやすく工夫されています。

次に、生命尊重の扱いについてです。日野市教育委員会では、「“いのち”を感じ “いのち”を伝え合い 生きる喜び あふれる明日へ」を教育の重要テーマに掲げています。各学校では、保護者や地域の方々の協力を得ながら積極的に命の取り組みを行っています。そこで、各社の教科書における命についての扱いを、特に丁寧に慎重に調べました。

各社とも、生命尊重に重きを置いて6年間を通して扱っています。しかし、内容には、かなり違いがありました。私は、子供たちが学ぶ命の学習は、生きる喜びが実感できて、明日への希望やエネルギーが溢れてくるものでありたいと思っています。子供や家族の病や、避けられない死を扱った教材、病名を出した教材は、教科書にはふさわしくないと考えます。

光文書院は、そういう点から見てみますと、家族との関わりの中で命を明るい話題で描いた教材が多くありました。例えば、「おとうとの たんじょう」2年生、「生きる力を引き出す笑い」5年生などです。また、人の命を救う仕事をしている人や、人の命を救うために行動した人々を描いた教材がたくさんありました。例えば、「五百人からもらった命」4年生、「命をかけて命を守る」5年生などです。さらに、苦難に遭いながらも懸命に生きる実在の人の姿を描いた教材がありました。例えば「負けないで」6年生です。

これらの教材を通して、子供たちは命の尊さや生きる喜びを実感し、一生懸命生きる姿や命に関わる仕事をしている人に共感するでしょう。ここに命を大切に作る心が育まれていくと考えました。特に、東日本大震災で、母親や家族、友人を失った少女がトランペットを吹く6年生の教材、「負けないで」が載っています。これは卒業を前にした6年生に、是非読んでほしい教材だと思いました。光文書院の命に関わる教材は、私の考えとほぼ一致するものでした。

その次に、表記・表現についてです。文字や行間の大きさが発達段階に即しています。また、写真や挿絵を多く取り入れて、わかりやすく親しみやすい紙面になっています。趣意書に、イラスト、写真などの選定において、男女の平等に留意したことが書いてあるのは光文書院でした。教科書における男女の平等についての配慮は非常に重要なことです。

その他、現在活躍中の人を取り上げた教材に注目しました。最年少でノーベル賞を受賞したマララ・ユスフザイ・5年生、選手の活躍を支える義足の開発に取り組む研究者遠藤謙・6年生、世界一美しい体操を目指した内村航平・3年生、氷上の挑戦者浅田真央・5年生などの良い教材がありました。子供の心を捉え、熱のこもった学習が期待されます。

子供たちが心を開放させて、考え、意見を交わし合い、自分の気持ちを素直に書く学習

を積み上げながら、道徳科が目標とする「道徳的判断力、心情、実践意欲と態度」が育つことを期待して、光文書院を選びました。

以上です。

〔西田委員長〕

それでは、一巡いたしました。ほかに発言漏れとか追加、ございましたらご発言ください。

〔西田委員長〕

なければ、ご意見はこれにて終結します。

それでは、集計の結果、点数が7点と最も高かった光文書院を採択候補として選定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしとのことですので、日野市立小学校教科用図書（特別の教科 道徳）については、光文書院を採択候補といたします。

以上で、協議事項第1号・日野市立小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の選定について、を終了します。

ここで議事の都合上、休憩をとります。14時50分から再開します。

休憩 14時45分

開始 14時50分

〔西田委員長〕

再開します。

議案第22号・日野市立小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について、を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第22号 日野市立小学校教科用図書（特別の教科 道徳）について

〔宇山教育部参事〕

議案書1ページ、今配られたものでありますけれども、議案第22号・日野市立小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について、をご覧ください。

提案理由です。先ほど協議いただきました結果を踏まえて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条、同法施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、平成30年度に日野市立小学校で使用する（特別の教科 道徳）における教科用図書を採択するものでございます。

裏面をご覧ください。ここで種目及び発行者を読み上げさせていただきます。

特別の教科 道徳、光文書院。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔西田委員長〕

事務局からの説明が終了しました。この件については、先ほど協議いただきましたが、さ

らに、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〔西田委員長 〕

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。議案第２２号・日野市立小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長 〕

異議なしと認めます。議案第２２号は原案のとおり可決されました。

〔西田委員長 〕

高木委員。

〔高木委員 〕

教科用図書採択そのものではないのですが、それに付随して若干の要望がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。二点ござひます。

一点目は、教員用教科書の配付時期についての要望です。今回、初めて特別の教科 道徳の教科用図書の採択を行つたわけですが、今後に向けまして、各学校の先生方が十分な道徳の授業研究ができますように、教科書の配付時期について、考慮、配慮をしていただきたく関係機関への働きかけ等、よろしくお願ひしたいと思ひます。

聞くとところによれば、これまで教科書変更等の際にも、新規教科書は新年度に児童用と同じタイミングで先生方へも配付されていると聞いているわけですが、授業の準備がなかなか大変というふうに感じております。今回、初めての教科書採択に当たりましては、従来以上に各先生方が十分な授業研究ができますように、特に配付時期等の配慮について、お願ひをさせていただきたいと思ひます。

続いて二点目ですが、道徳の授業研究、授業実践の推進についてであります。日野市では、これまで道徳についても、ひのつ子教育２１開発委員会や各学校への授業研究を積み重ねてきております。その中で第２次日野市学校教育基本構想や、先般制定しました、「学びと育ちの日野ビジョン（日野市総合教育大綱）」との関連についても、内容の研究、明確化を行つてきております。今回、教科書の採択を行いましたけれども、引き続き、より高い道徳教育の水準を目指しての授業研究、実践の推進を関係者にお願ひさせていただきたいと思ひます。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

〔西田委員長 〕

貴重なご発言をありがとうございました。

〔西田委員長 〕

それではここで、図書の入替のため休憩をとります。１５時００分から再開します。

休憩 １４時５６分

開始 １５時００分

〔西田委員長 〕

再開します。

議案第２３号・日野市立小学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明

をお願いします。

○議案第 23 号 日野市立小学校教科用図書の採択について

[宇山教育部参事]

議案書 3 ページ、議案第 23 号・日野市立小学校教科用図書の採択について、をご覧ください。

提案理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 1 項及び第 14 条、同法施行令第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度に日野市立小学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

次のページ、4 ページをお開きください。

ここに記載しております教科用図書について、採択するものでございます。小学校におきましては、特別の教科 道徳を除く 11 種目につきまして、学習指導要領のもとで編集発行された教科用図書を平成 26 年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする、とありますので、今回このような形で提案するものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条第 1 項には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、4 年と規定されております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立小学校教科用図書の採択について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

ここで、図書の入替をいたします。しばらくお待ちください。

[西田委員長]

議案第 24 号・日野市立中学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 24 号 日野市立中学校教科用図書の採択について

[宇山教育部参事]

議案書 5 ページをご覧ください。

議案第 2 4 号・日野市立中学校教科用図書の採択について、をご覧ください。

提案理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 3 条第 1 項及び第 1 4 条、同法施行令第 1 4 条第 1 項及び第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 0 年度に日野市立中学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

6 ページをお開きください。

ここに記載しております教科用図書について、採択するものでございます。中学校におきましては 1 5 種目につきまして、学習指導要領のもとで編集発行された教科用図書を平成 2 7 年度に採択しております。今回の提案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 4 条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする、とありますので、今回このような形で提案するものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 1 5 条第 1 項には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、4 年と規定されております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立中学校教科用図書の採択について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第 2 4 号は原案のとおり可決されました。

ここで、図書の入替をいたします。しばらくお待ちください。

[西田委員長]

議案第 2 5 号・日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 2 5 号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

[宇山教育部参事]

議案書 7 ページ、議案第 2 5 号・日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、をご覧ください。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第14条、同法施行令第14条第1項及び第15条第1項、学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成30年度に特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書を採択するものでございます。

ただいま提案理由で申し上げましたとおり、特別支援学級教科用図書の採択につきましては、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成している場合、学校教育法附則第9条、同法施行規則第139条の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる、とされております。

今回の採択につきましては、文部科学省検定教科書を選定している場合、小学校は、平成26年度に採択され、平成30年度まで使用する教科用図書を使用し、中学校は、平成27年度に採択され、平成31年度まで使用する教科用図書を使用することになります。このため、通常の学級で使用する教科用図書と同様の教科用図書を特別支援学級でも使用することになります。

今回の特別支援学級教科用図書の採択につきましては、文部科学省検定教科書、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条に規定する一般図書から採択することになります。

議案書の30ページをご覧ください。

特別支援学級教科用図書採択資料という表題になっております。

調査研究の趣旨が、その下の冒頭の枠囲みの中に示してあります。

はじめに、(1)特別支援学級における教科用図書の調査研究について、をご覧ください。

本年度6月2日に実施いたしました定例校長会の前に、本年の採択につきまして説明を行い、平成29年6月14日付の文書にて各学校に特別支援学級教科用図書の調査研究の依頼をいたしました。各学校において、教科用図書について調査研究を行い、特別支援学級設置校から6月26日までに教育委員会事務局に報告をいただいたところでございます。

次に(2)調査研究の基本的な考え方、をご覧ください。

次の3点が示されております。基本的な考え方でございます。第1に児童・生徒の障害の種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容の図書であること、第2に可能な限り、系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書であること、第3に学年進行に当たって上の学年で使用するようになる教科書との関連性を考慮すること、この3点を踏まえて各学校では調査研究を行いました。

各学校の調査研究結果一覧を30ページの下段にまとめております。

学年ごとで教科用図書を選択しておりますが、一部の学校、学年、教科については、児童・生徒の能力や特性などに合わせて、ふさわしい内容のものを選択しております。

具体的にお伝えいたしますと、一覧の中で、日野第一小学校、日野第二中学校、日野第三中学校では、各学年とも文部科学省の検定教科書を選定しております。また他校においては、文部科学省の検定教科書のほかに文部科学省著作教科書または一般図書を選定しております。

議案書、少し前に戻りますが、8ページから29ページにかけまして、各学校で調査研

究を行い、報告された資料を載せております。具体的に申しますと、８ページの右上のところに㊦㊧㊨というような表記があります。この㊦につきましては文部科学省検定教科書となっております。㊧は文部科学省著作教科書、㊨は学校教育法附則第９条に規定された図書、一般図書を表わしております。また、横軸にございます調査研究資料番号について記載のあるものにつきましては、東京都教育委員会が調査研究を行った図書から選定しております。空欄のものにつきましては、今年になり東京都から「平成３０年度用一般図書一覧」として図書の紹介がございましたので、その紹介された図書を学校が独自で調査研究を行い、選定しております。

特別支援学級の教科用図書の選択といたしましては、学校教育法附則第９条に規定する一般図書から８３冊、特別支援学校の小学部、中学部で使用する文部科学省著作教科書から２冊、文部科学省検定教科書から７０冊を選定しており、それぞれの障害の種別、程度等、個々の状況に応じて各学校から選定したと報告がありました。

以上で、特別支援学級教科用図書の調査研究の経過並びに採択に関する説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔西田委員長〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

〔西田委員長〕

なければ、ご意見を伺います。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問・ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。議案第２５号は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合上、休憩をとります。１５時１８分から再開します。

休憩 １５時 １５分

開始 １５時 １８分

〔西田委員長〕

再開します。

議案第２６号・平成２９年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（平成２８年度事業）について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第２６号 平成２９年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（平成２８年度事業）について

〔兼子庶務課長〕

３３ページをご覧ください。

議案第２６号・平成２９年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告

書（平成２８年度事業）について、ご説明させていただきます。

提案理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定に基づき、平成２９年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（平成２８年度事業）を作成し、日野市議会に提出するものでございます。

次ページをご覧ください。

平成２９年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（平成２８年度事業）（案）をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、評価書の構成になりますが、Ⅰはじめに、Ⅱ点検・評価の基本方針、Ⅲ教育委員会の活動状況の点検・評価について、Ⅳ主要な取り組みの執行状況の点検・評価について、の４章立ての構成となっております。

１ページをご覧ください。

Ⅰはじめに、では当報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、日野市教育委員会が平成２８年度事業を対象に行った点検・評価の結果をまとめたものでございます。

Ⅱ点検・評価の基本方針、につきましては、１目的、２点検・評価の対象、３点検・評価の実施方法、を記載しております。なお、点検・評価の実施方法につきましては、点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する青木先生及び南雲先生から、ご意見をいただいております。

２ページをご覧ください。

Ⅲ教育委員会の活動状況の点検・評価について、でございます。本章におきましては、１教育委員会の組織、２活動状況の概要、３点検・評価、４学識経験者の意見、を掲載しております。

７ページをご覧ください。

平成２８年度教育委員会活動状況の（１）教育委員会の構成につきましては、平成２８年度の教育委員が列記されております。（２）定例会・臨時会におきましては、４月の第１回定例会から第１２回定例会までの会議の概要について、記載しております。

９ページをご覧ください。

（３）日野市総合教育会議は、主な内容を記載しております。（４）教育委員会施策研究会等では、年度内に１２回ほどありました施策課題に対する研究や情報交換に関する対応、をまとめて記載しております。

１１ページをご覧ください。

（５）では市長と教育委員、（６）では日野市立小中学校ＰＴＡ協議会と教育委員、（７）では校長会と教育委員との意見交換会の主な内容を表にまとめたものでございます。

１２ページをご覧ください。

（８）教育委員の学校訪問についてでございます。教育委員が小・中学校、幼稚園を訪問し、授業見学、教職員との協議等、実施した内容を表にまとめております。

１３ページをご覧ください。

（９）教育委員の研究発表会への出席につきましては、教育委員が公式に出席された研究発表会の内容を表にまとめたものでございます。

14ページをご覧ください。

(10) 教育委員の視察研修・連絡会等では、教育委員を対象にした研修会につきまして、表のとおり行われたものでございます。

15ページをご覧ください。

(11) 教育委員の関係行事への出席では、教育委員が出席され、現場の状況や実態把握に努めた主な行事等を表にまとめたものでございます。

16ページをご覧ください。

(12) 教育委員として就任している他の組織の委員等につきまして、記載のとおりまとめたものでございます。

17ページをご覧ください。

IV主要な取り組みの執行状況の点検・評価について、でございます。1教育委員会の主要な取り組み及び評価対象につきましては、次ページにございます教育目標（体系図）に基づき、教育部門、生涯学習部門における平成28年度の主要な取り組みを表にまとめたものでございます。

19ページをご覧ください。

平成28年度教育目標、基本方針、主な推進施策をとりまとめた体系図を表に表したものでございます。

20ページをご覧ください。

平成28年度の評価対象事業について、表にまとめております。

23ページをご覧ください。

主要な取り組みの執行状況の点検・評価につきまして、先ほどご紹介いたしましたお二人の学識経験者のご意見を、33ページまでにかけて掲載しております。

34ページをご覧ください。

各評価対象事業の自己評価につきまして、69ページまでにかけて取り組んだものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

岡本委員、お願いします。

[岡本委員]

今回の評価について、28年に推進されてきた事業で、いわゆる足らざるもの、あるいはまた、さらに推進していかなければならないために、今後の課題の記述の項目については、29年度事業にフィードバックされていると思います。これまでの事業は、事務局の方々の努力によって着実に実行されていると思いますが、例えば、前回の教育委員会でも申し上げたように、54ページの学校施設の整備計画等、なかなか大変な事業もございます。29年度は事業が既に実行されつつありますが、特に今後の課題について、より具体的に記述されていけば、市民の皆さんにも、何が課題で、どこにネックがあるかということが理解していただけたと思いますので、その辺、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

〔西田委員長〕

米田教育長。

〔米田教育長〕

今の岡本委員の発言に絡めてでもありますけれども、私たちは、未来に向けて子供たち自らが主体的で創造的な力をいかにつけていけるか、このことに一生懸命取り組みたいと思います。

例えば、学ぶ力の取り組み、被災地に学ぶ生きる力の取り組み、そして何よりも、委員長が先ほどお話をされました２９年度は命、「いのち」を感じ「いのち」を伝え合い 生きる喜び あふれる明日へ」、そしてもう一つが学びです。「みなが参加し ともに知恵を出し合い 新たな創造へ」、この二つの取り組みをしっかりとやっていきたいと思います。

去る７月１２日にこの５０５会議室で、市Ｐ協の皆さんに、この説明をさせていただきました。それは説明というよりは、むしろ皆さんと一緒に、地域と一緒に、この活動を共につくろうという、そういう私どもの気持ちをお話いたしました。そして極めて本質的な質問をいただいて、そしてこれからも、この地域と共につくる日野の教育をしっかりと進めていくということでございます。

また併せて、そのためのハードの整備については中長期計画ができましたので、それに合わせて庁内調整をして、一步ずつ、しっかりと進めていきたいと思います。２９年度も一生懸命やらせていただきます。

〔西田委員長〕

ほかに、ございませんか。

〔西田委員長〕

なければ、ご質問・ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。平成２９年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（平成２８年度事業）について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔西田委員長〕

異議なしと認めます。議案第２６号は原案のとおり可決されました。

〔西田委員長〕

議案第２７号・日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第２７号 日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

〔加藤学校課長〕

議案第２７号・日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、ご説明を申し上げます。

議案書の３５ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、提案理由でございます。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

続きまして、改正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

37ページをご覧いただきたいと思います。

こちらの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

はじめに、本改正は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の趣旨を学校職員に徹底するため、学校職員服務規程に障害を理由とする差別の禁止を定めるものでございます。

新旧対照表の主に左側をご覧いただきたいと思います。

第8条の3第1項でございます。こちらは障害者差別解消法の第7条第1項に書かれております「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と規定されていることを、このことについて学校職員服務規程の第8条の3第1項として規程をするものでございます。

続いてその下でございます。第8条の3第2項でございます。こちらも法の第7条第2項におきまして、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と規定されていることを受けて、服務規程第8条の3第2項に、このことを規程するものでございます。

今回このような規程を新たに第8条の3に定めることに伴いまして、従来の第8条の3を第8条の4に、従来の第8条の4を第8条の5に、それぞれ条をずらしたものでございます。

36ページでございます。一番下をご覧いただければと思います。

付則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問・ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第27号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

これより議案第28号及び議案第29号の審議に入りますが、この案件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えな

いと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。
なお、本件の終了をもって、平成29年度第5回教育委員会定例会を閉会といたします。
(関係職員以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教育職員の内申の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議。

[西田委員長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて平成29年度第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 15時39分